

日本自動車史の資料的研究 第16報 自動車史の時代区分と取締法規の変遷

大須賀和美

1. 初めに

自動車がわが国へ導入されてから90年ばかりの今日、歴史というほどでないにしてもその発達の過程を振り返って見たとき、数は少ないが自動車史的文献において、明治・大正・昭和初期というような年号区分が多く使われている。これは、古老の思い出話しや、少ない物証を点で語るにはよいかも知れないが、体系立てて線で語ろうとするときには不適當に思はれる。

今回先帝の崩御により時代は昭和から平成に移り変わったが、世情に何ら変化の見られなかったとおおり、明治→大正→昭和への移り変わりにおいても同様で、ましてや交通機関である自動車の発達の過程においても、大きく影響される何もなかったと思われる。また、かえて年号区分により、両時代にまたがった線があいまいになり、事実明治45年→大正元年→同2年にかけての発達史上の大きな盛り上りは、時代区分しては語れない不都合を生じている。

そこで筆者は、法規は世情の必要に迫られ発令・改廃されるものであるという観点から、自動車史を体系立てる方法として、自動車取締法規による法制的時代区分により、その発達の過程をまとめるのが今日では一番良い方法だと考え、その時代区分に付いて以下述べるとともに、第一期に当る「道府県令時代」の各取締規則の発令状態及び背景となる当時の自動車の保有台数について、ここに調査資料に基づき時の流れを確認することとする。

2. 自動車取締法規の変遷と時代の区分

時代区分	自動車取締法令発令状況
府県令時代 (16年間)	明治36年(1903)8月20日、愛知県にて日本最初の自動車取締規則となる「乗合自動車営業取締規則」(県令第61号)を発令、同年中に他の8府県にても同様に発令された。 ↑ この間全国44の道府県にて新規発令、 または改廃が行われた。 ↓ 大正7・3・23、「軍用自動車補助法」発令

<p>旧取締令時代 (15年間)</p>	<p>大正8年(1919)1月11日,内務省令第1号として「自動車取締令」を発令,全国統一法令となり,各道府県は旧規則を全廃した上同法施行規則を発令し,各道府県での細則を定めた。ただし,当時の外地であった朝鮮(大正10年7月発令)や樺太(大正11年6月発令)などでは独自の取締規則を発令している。</p> <p>大正8・4・10,「道路法」発令 大正9・12・16,「道路取締令」(内務省)発令 昭和6・4・1,「自動車交通事業法」発令</p> <p>(大正12・12・7,同令一部改正)</p>
<p>新取締令時代 (16年間)</p>	<p>昭和8年(1933)8月18日,内務省令第23号として「自動車取締令」を発令,旧令を全廃して新令とする。</p> <p>昭和11・5・28,「自動車製造事業法」発令 昭和14・3・27,「軍用自動車検査法」発令</p> <p>(昭和13・10・5,同令一部改正) (昭和19・5・5,同令一部改正) (昭和20・3・9, ") (昭和21・10・10, ") (昭和22・3・12, ")</p>
<p>転換期 (3年半)</p>	<p>昭和23年(1948)1月1日付にて内務省の解体に伴い「自動車取締令」は全廃され,次の2法が発令・施行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路交通取締法(昭和22年11月8日,法律第130号) ●道路運送法(昭和22年12月16日,法律第191号)…運輸省所管となる。
<p>現行法時代</p>	<p>昭和26年(1951)6月1日付にて「道路運送法」は下記に2分割され,旧法は廃止された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路運送法(法律第183号) 同法 施行法(法律第184号) ●道路運送車両法(法律第185号) 同法 施行法(法律第186号) <p>●道路交通法(昭和35・6・25,法律第105号)発令,旧取締法廃止</p> <p>現在に至る。</p>

明治36年8月20日付で愛知県が「乗合自動車営業取締規則」(県令第61号)を発令以来,現行法に至るまでの変遷を図表として大別すると上記のとおりとなる。

3. 道府県令時代の自動車取締規則の発令明細

順位	道府県名	発令年月日	取締規則名	改正年月日
1	愛知	明治36・8・20	乗合自動車営業取締規則(県令第61号)	M・42・9・8 一部改正(県令第49号) M・45・5・27 全文改正(県令第70号)
2	長野	36・9・29	自動車取締規則(県令第40号)	T・7・5・1 全文改正(県令第27号)

3	京都	36・10・28	自動車営業取締規則（府令第39号）	T・2・5・20全文改正（府令第36号）
4	富山	36・11・17	乗合自動車営業取締規則（県令第85号）	T・3・4・24一部改正（県令第18号）
5	鹿児島	36・12・14	乗合自動車営業取締規則（県令第44号）	
6	宮城	36・12・28	自動車取締規則（県令第58号）	
7	石川	36・12・29	自動車取締規則（県令第78号）	
8	福井	36・12・〇	自動車取締規則（県令第64号）	
9	岡山	36・12・30	乗合自動車取締規則（県令第86号）	
10	広島	37・1・19	自動車営業取締規則（県令第3号）	T・7・12・6 大部改正（県令第63号）
11	山口	37・1・19	自働車営業取締規則（県令第3号）	
12	秋田	37・3・1	自動車営業取締規則（県令第10号）	T・2・4・20全文改正（県令第35号）
13	滋賀	37・6・1	自動車取締規則（県令第36号）	
14	宮崎	37・6・9	乗合自動車営業取締規則（県令第35号）	M・41・10・7 大部改正（県令第91号） T・元・11・17 一部改正（県令第11号） T・2・8・13 “（県令第24号）
15	神奈川	37・8・16	自動車取締規則（県令第53号）	M・45・5・10全文改正（県令第47号）
16	香川	37・11・30	自動車営業取締規則（県令第68号）	T・2・11・16全文改正（県令第68号）
17	大阪	38・10・2	自動車営業取締規則（府令第64号）	M・45・6・18全文改正（府令第57号）
18	新潟	38・10・6	自動車取締規則（県令第37号）	
19	奈良	38・11・21	乗合自動車取締規則（県令第29号）	T・6・11・13全文改正（県令第43号）
20	静岡	39・1・26	自動車営業取締規則（県令第7号）	T・7・1・22全文改正（県令第11号）
21	東京	40・2・19	自働車取締規則（庁令第9号）	M・42・3・30一部改正（庁令第10号） M・45・7・16全文改正（庁令第25号）
22	栃木	40・3・6	自動車営業取締規則（県令第14号）	M・43・5・2 一部改正（県令第48号） T・2・6・24 “（県令第47号）
23	高知	40・3・23	自動車取締規則（県令第12号）	T・2・10・25全文改正（県令第74号）
24	福岡	40・5・27	自働車営業取締規則（県令第30号）	T・2・6・5 全文改正（県令第33号）
25	埼玉	40・7・23	自動車取締規則（県令第36号）	
26	島根	40・9・16	自動車取締規則（県令第41号）	M・44・9・28一部改正（県令第38号） T・元・12・17全文改正（県令第18号）
27	愛媛	41・8・1	自動車取締規則（県令第73号）	M・43・〇・〇一部改正（県令第28号） T・3・3・27 “（県令第25号） T・7・1・8 “（県令第1号）
28	徳島	41・9・19	自働車取締規則（県令第105号）	
29	茨城	42・1・14	自動車営業取締規則（県令第2号）	
30	群馬	42・5・28	自動車営業取締規則（県令第33号）	
31	福島	45・1・12	自働車営業取締規則（県令第4号）	
32	鳥取	45・3・17	自働車取締規則（県令第11号）	
33	三重	45・4・2	自働車取締規則（県令第10号）	
34	青森	45・6・14	自動車取締規則（県令第67号）	
35	熊本	45・6・23	自動車営業取締規則（県令第25号）	
36	兵庫	45・7・1	自動車取締規則（県令第40号）	T・5・9・30一部改正（県令第49号）
37	山梨	大正元・10・21	自動車取締規則（県令第22号）	T・7・3・4 全文改正（県令第11号）
38	岐阜	元・11・13	自動車取締規則（県令第10号）	
39	千葉	元・12・13	自働車取締規則（県令第104号）	T・7・9・25一部改正（県令第48号）
40	佐賀	元・12・19	自働車取締規則（県令第24号）	T・2・10・2 全文改正（県令第46号） T・6・5・〇一部改正（県令第31号）
41	和歌山	2・2・7	自働車取締規則（県令第9号）	T・7・10・1 一部改正（県令第37号）
42	山形	2・3・12	自働車取締規則（県令第17号）	
43	岩手	2・8・13	自動車取締規則（県令第23号）	
44	北海道	3・3・8	自働車取締規則（庁令第4号）	

〔注〕

- ①全国47道府県中、長崎・大分・沖縄の3県のみ県令としての取締規則は発令されていないが、当時自動車の存在は確認されており、規則に準ずる通達で取り締まっていた。
- ②福井県では、県令ファイルの焼失により原文未確認である。

- ③茨城・三重の両県では、県令ファイル中から同規則が紛失しており、当時の地元新聞などで原文を確認した。
- ④改正条項の空欄は、当初発令のまま大正8年1月の「自動車取締令」に引き継がれたことを意味しているが、調査漏れがあるかも知れない。
- ⑤規則名中16道府県にて自動車とイ扁の付いた働を使用している。
- ⑥改正条項中発令月・日〇〇印は原文未確認である。

筆者が直接各府県当局を尋ね、その保存されている道府県令ファイル中から自動車取締規則を確認した上、発令年月日順に表にしたものは上記のとおりである。

4. 道府県令時代の自動車保有台数明細

「自動車取締令」の発令された大正8年までの全国道府県に登録されていた自動車の数を表にすると、次のとおりとなる。

この数字は「内閣統計局」発行の年次別統計書を基とし、各道府県が独自で発行した統計書と照合し、大きく合致しないものは一部修正を加えた。これは、内閣統計局の数字は各道府県からの申告数をまとめたもので、各道府県の数字の方が信が置けるからである。

道府県名	年次										大正元							
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	2	3	4	5	6	7	8		
北海道										1		1	2	9	20	42	84	
青森										3			1	2			6	
岩手											2	2	4	3	1	8	16	
秋田										3	5	5	2	5	7	9	16	
山形										5	7	10	8	7	4	9	28	
宮城										3	1	1		1	6	33	72	
福島										1	4	2			7	56	59	
茨城											3	1	1		1	5	39	
栃木										5	3	2	3	7	12	24	73	
群馬										3	1	1	4	2	3	16	52	
埼玉												3	6	9	13	21	35	
千葉										1	9	7	7	11	11	20	40	
東京				2	5	28	79	134	169	304	406	430	465	708	1626	1717	2383	
神奈川										85	91	90	89	89	207	330	207	
新潟										5	8	6	4	4	2	5	25	
富山												4			3	12	33	
石川													5	8	3	7	26	
福井												1	3	4	3	4	13	
長野										5	7	7	5	7	21	48	87	
岐阜										5	6	7	5	15	24	64	87	
滋賀													4	5	8	15	36	
山梨														2	1	10	17	
静岡																		
											6	8	10	12	25	56	98	

年次 道府県名	明治 36	37	38	39	40	41	42	43	44	大正 元	2	3	4	5	6	7	8
愛知									1	5	5	9	21	27	75	137	187
三重									11	12	9	9	8	13	15	40	67
京都						2	2	2	5	21	50	46	69	66	108	181	309
兵庫		3	6	6	3	6	6	6	10	21	51	43	58	84	167	211	297
大阪			4	19	15		1	2	5	20	22	23	34	112	230	376	453
奈良										1		1				15	20
和歌山										3	1	1	2	3	6	13	27
鳥取										1	1				5	12	23
島根									2	2	4	2	4	3	4	14	13
岡山											3			1	21	42	59
広島											3	3	4	2	7	39	75
山口											5	4	13	24	26	26	41
徳島											2	5	3	3	7	15	16
香川												1		1	2	12	30
愛媛										3	1	1		3	4	12	14
高知													2	5	22	31	50
大分											12	9	5			21	43
福岡										7	15	21	20	33	47	75	136
佐賀											1	3	4	4	14	20	30
長崎						2				3		3	3	4	6	25	49
熊本										2	3	5	10	8	8	12	33
宮崎											3	1			2	11	26
鹿児島										5	7	2	1	1		15	33
沖縄															2	3	6
合計										535	761	794	899	1307	2806	3880	5569

〔注〕

- ①内閣統計書に自動車が見れたのは大正元年度からであり、明治期の数字は各府県の統計書による。
- ②各年次の締切日は、明治期は暦年末12月31日で、大正期は内閣統計書の統計年度末、すなわち翌年の3月31日となっている。ある県では大正期にも暦年末となっているため、うまく照合できなかったものもある。
- ③ある県では統計書が見当たらない年次もあった。
- ④多くの県統計書では、明治期には自動車欄を設けてなく、「諸車」の中に含まれていたようで実体が分らない。
- ⑤統計書でいう自動車には自動自転車は含まれていない。
- ⑥大正期数字の空欄は「該当なし」の意味で、大体0と考えてよい。
- ⑦統計上の数字では、皇族用、軍用、外人用、諸官庁用、商品自動車など非課税車の扱いがあいまいで、実数はもう少し多かったと思われる。

5. ま と め

以上まとめた2つの資料で自動車の発達の過程を考えて見ると、「道府県令時代」の前半では取締規則の発令・改正状態を年次別で見ることにより、明治45年と大正2年の2年間で13の県が

新規発令，更に11の府県が旧令の全文改正を行ったという大きな盛り上りの跡が確認される。

また，同時代後半については自動車の保有台数表により，大正2・3・4年と横ばいの台数が同5年から急上昇し，同6年には倍増している様も確認でき，時の政府が全国的に普及した自動車の取締りの必要から，大正8年1月「自動車取締令」を発令していったいきさつも伺える。

自動車の発達史をまとめるについては，このような資料を背景として時の流れを語っていくような方法が望ましく，特に実体が不明確なこの「道府県令時代」を解明するのが，筆者のライフ・ワークと考えている。

以上